

# 情報倫理教育の2段階に関する考察

大島 武

## はじめに

「情報倫理」という言葉が、徐々にその社会的認知度を高めてきている。特にインターネット以降の情報化の負の側面に対する処方箋として、技術・規制・倫理の三本柱（田中, 2000）の機能が重視される中、個人の自覚的・自立的な行動の元となる新しい倫理観の育成は、情報教育全体にとっても重要な領域の一つであると言えるであろう。

本稿では、情報倫理という概念について整理したうえで、その情報教育の中における現状を概観する。次に、倫理という語の含有する意味について考察し、とりわけ高等教育における情報倫理教育には、2段階のステップが必要であることを主張する。最後に、筆者による教育実践事例を紹介し、その問題点と今後の課題を提起する。

## 1. コンピュータ倫理から情報倫理へ

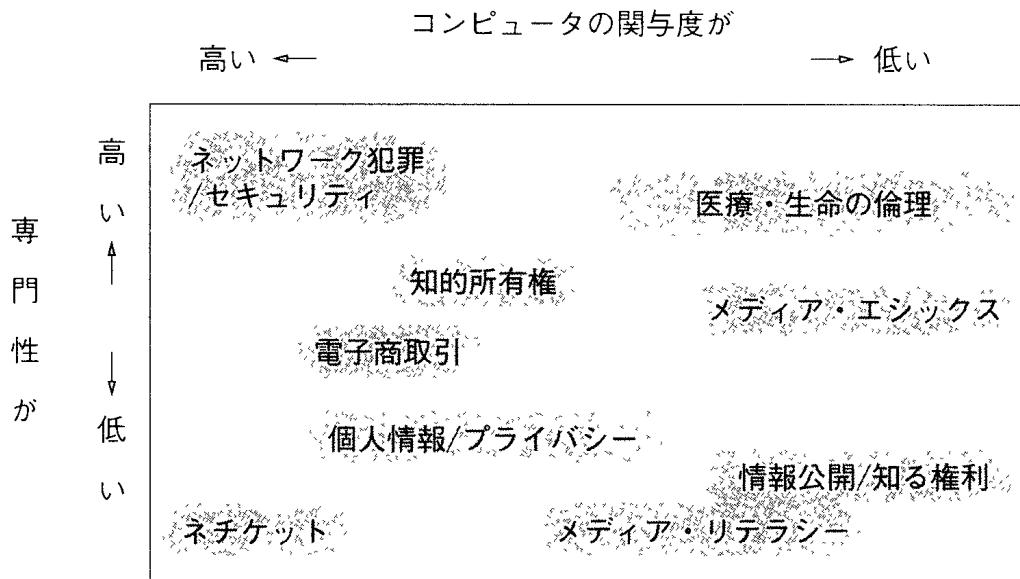
J. ムーアが1985年に初めて提唱したとされるコンピュータ倫理 (computer ethics) という概念は、コンピュータテクノロジーの性質と社会的影響の大きさに鑑みた、技術の倫理的使用を主張するものであった。ここで、倫理を求める対象として想定されたのは、少なくとも80年代まではコンピュータ技術者であった。ところが、パーソナルコンピュータの一般化や、インターネットの爆発的な普及といった環境変化により、コンピュータに関わる倫理は専門家のものではなくなったのである。こうした背景から、より広い領域の概念として information ethics が論じられるようになり、その訳語として「情報倫理」という言葉が定着した。

情報倫理は、コンピュータ倫理をコアとして二つの座標軸により、その領域を広げている。一つは、前述したように、専門家の倫理から、より汎用的な倫理へと向かう方向性である。もちろん、これは専門家のための倫理

が存在しなくなったことを意味しない。たとえばインターネットユーザが守るべきこととは別に、システム管理者特有の守るべき規範が存在するよう、情報倫理も、その関わり方によって分化するということである。今一つの座標軸は、必ずしもコンピュータと関わらない情報についての倫理である。永安（2001）は、コンピュータ倫理とは言えないが、情報倫理の範疇に入るるものとして、遺伝子情報工学や育種産業の倫理を挙げている。

情報倫理の概念下で考察すべき領域を網羅することは難しいが、議論をわかりやすくするため、筆者が考えるいくつかの代表的なトピックスを二つの座標軸にプロットしたものを図表1に示す。

図表1 情報倫理関連トピックスの仮モデル



- 1) インターネット・ショッピング等に代表される電子商取引は、現状では企業間取引が多いこと、商品の配送などオフラインの要素が含まれることから上記の位置づけとした。
- 2) ここでは、メディア・エシックスは情報の発信者に求められる倫理をさし、メディア・リテラシーは情報の受信者が受け取る情報を多面的に分析する能力と定義づけている。
- 3) 情報倫理の範囲には諸説ある。たとえば情報を扱っていても、人間を目的対象とする医療の倫理は情報倫理に区分されないとする考え方もある。

## 2. 情報倫理教育の必要性

一般に浸透している倫理観や道徳観といったものとは別に、なぜ「情報」

をめぐる倫理を取り上げ、あまつさえ新たに教育しようとするのか。R. ルビン（1996）は、情報技術の発達により、反倫理的行動を起こす誘因が生じてきたと指摘し、具体的に7点挙げている。これらを整理してみると「能力の向上」「メディア特性」「匿名性」「審美的誘惑」の四つの要素が浮かび上がる。

能力の向上とは、コンピュータ・ネットワークを駆使することによって、「できること」が増えること、行為のスピードや破壊力、与える影響の広がりなどが飛躍的に増大することを示している。さらに、コピーや置き換えが容易なデジタルデータのメディア特性や、ネットワーク上での匿名性は、反倫理的行為を誘発しやすい環境を作り出していると言えるであろう。また、ハッカー心理に代表されるように、セキュリティホールについて見事ネットワークに侵入するといった誤ったチャレンジ精神が反倫理行動の誘因となることもありうる。ルビンはこれを審美的誘惑と呼んだ。

こうした反倫理・反社会的行動が誘発されやすい環境ができあがったことに加え、その情報化の進展度があまりにも早いという点に留意すべきである。ドッグイヤーとも言われる情報化のスピードは、人間の行動を方向付ける規範の大きな柱である「法（規制）」の効力を、相当程度減じている。個人の自由を制限するものである法規制は、常に社会の安定のために必要な最低限のレベルであり、かつ現実の後追いであることが求められている。成文法による包括的なサイバー法のようなものの成立が難しい（平野、2000）とされるのは、そうした法的安定性の要求によるところが大きい。

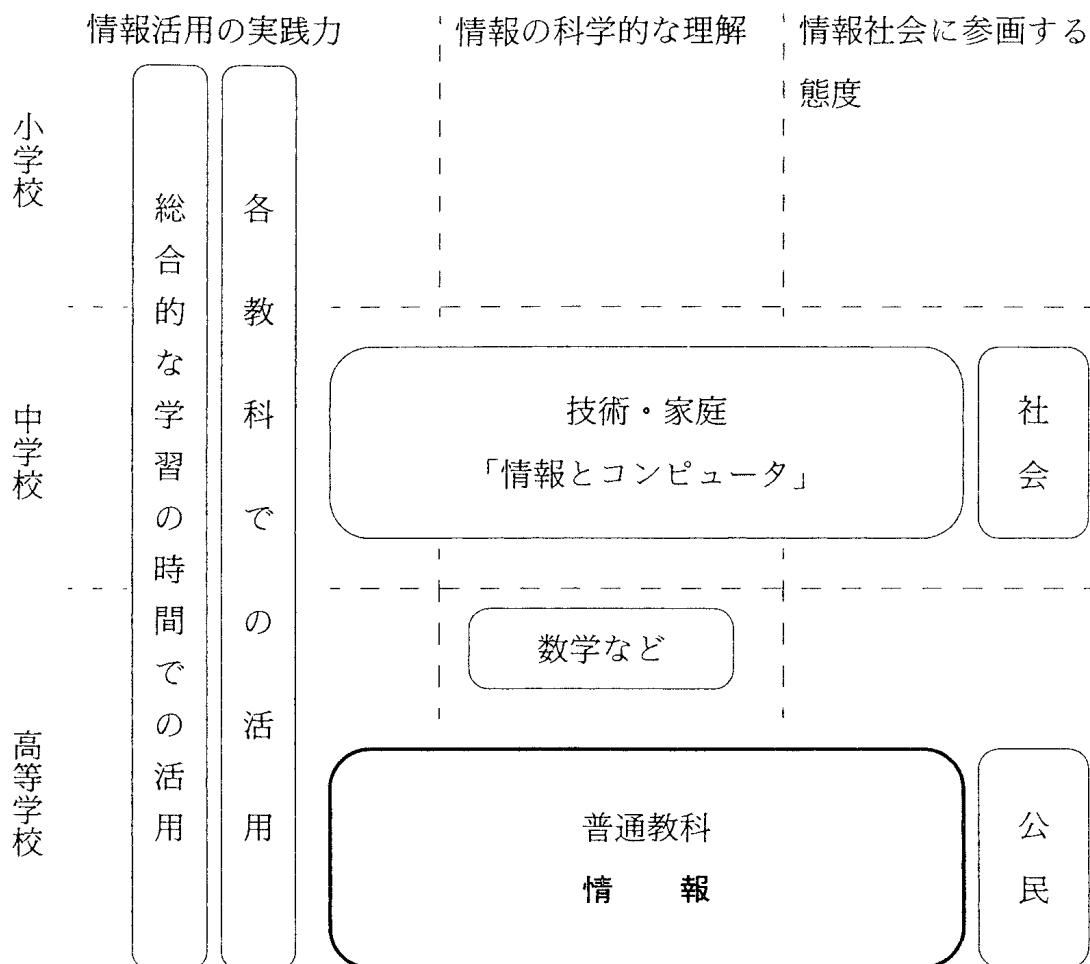
以上のような背景から、現実問題への対処として、反倫理的行為を無力化するための技術の向上、抑止のための最低限の法規制のアプローチと並んで、情報倫理の確立、及びその方法論としての広く一般に対する情報倫理教育の充実の必要性が意識されるようになった。J. キッザ（1997）は、「変化する環境とその環境が私たちの基本的価値に及ぼす影響について、社会の人々に教える大規模な教育キャンペーンを実施する」ことの重要性と緊急性を説いている。

### 3. 情報倫理教育の現状と方向性

我が国において、初等中等教育における情報教育の本格的実施の方向性が示されたのは、1989年（平成元年）に告示された学習指導要領であった。ここでは、コンピュータ、とりわけパーソナルコンピュータの普及に対応した操作能力の養成・向上を中心に、情報活用能力の開発が主眼とされてい

る。「インターネット後」である、新学習指導要領（小・中学校は1998年、高等学校は1999年改訂）では、図表2のような情報教育の体系化イメージ

図表2 情報教育の体系化イメージ



出所：文部省「高等学校学習指導要領解説 情報編」平成12年, p 20

が提示された。

特に高等学校において普通教科「情報」が新設されたことは、大きな動きである。ここでは「情報活用能力」「情報の科学的理理解」「情報社会への参画」の三つの柱が提示され、それぞれ扱いに濃淡をつけた情報A、情報B、情報Cの中から1科目を選択する仕組みとなっている。情報倫理の領域に入ると想われるネチケットやプライバシー、著作権保護といったトピックスは、「情報社会に参加するうえでの望ましい態度を育てる」ことを目標の一つとしている情報Cの中で比較的大きく扱われている。

なお、文部省（現：文部科学省）は、情報倫理ではなく「情報モラル」という語を用いているが、これはその文脈や関連資料から「発達段階を考慮して造語された初等中等教育向け情報倫理」（越智、2000）であり、両者は事実上同義とみなすことができるであろう<sup>(1)</sup>。

一方、大学・短期大学・高等専門学校等の高等教育機関においては、技術者、法律関係者、倫理学研究者等、様々な立場から、教育のバックボーンとなる情報倫理の概念化について研究が進められている。情報処理学会は、1996年に情報処理関係の研究者集団としては初めての倫理綱領を制定した。同綱領の第1項は、「社会人として」と題され、他者の人格や権利の尊重、ネットワーク運用規則の遵守、文化の多様性への配慮等が掲げられており、自らの組織を律する規範であると同時に、情報処理専門組織として、社会全般への啓発的な意味合いを持たせているように思われる。

教育に関する組織的取り組みとしては、（社）私立大学情報教育協会が1990年にその必要性を指摘し、その後もテキストの執筆等の活動を続けてきた。1996年以降は、特にインターネットに重点を置き、情報倫理規程モデルの作成等に取り組んでいる。同協会による情報倫理の定義（1994年）「情報社会において、われわれが社会生活を営む上で、他人の権利との衝突を避けるべく、各個人が最低限守るべきルールである」は、関連する論説でしばしば引用されている。こうした組織的教育実践や教育者・研究者間のインフォーマルな情報交換は、情報倫理教育が手探りで進められざるを得ない現状において、教育の質向上のうえで、大きな役割を果たしていると言えよう。

#### 4. 情報倫理教育の2段階

ところで、前節で触れた定義の中の「守るべきルール」という視点は重要である。ルールとは規則（広辞苑第五版、1998）のことであり、既に誰かが決め、ある程度定着していることを前提としている。情報技術がもたらした様々な問題への対処が喫緊の課題である現状において、情報倫理教育を、現時点で存在している、あるいは存在していると信じられているルールを示し、その更なる定着を図るものと位置付けることには合理性がある。

しかしながら、倫理には、その原理を社会的合意による歴史的発展的なものと捉える考え方もある<sup>(2)</sup>。そして、情報化、とりわけインターネット以降の様々な事象の中には、一義的にルール化できていない問題も多く、それらについては、徐々に社会的合意が形成されていく過程にある。たとえば、近

藤（2000）は、プライバシー権の保護は、「表現の自由」「知る権利」「行政等に対する情報公開の原則」「組織のセキュリティ」等と対立する場面が生じることを指摘し、それらのバランスをとり、定点を模索することの難しさを論じている。

そこで筆者は、情報倫理教育を2段階方式で行うことの意義について論ずる。まず、これからの中情報化社会の中で生きていくために必要な、現存するルールについて知識として付与することを第1段階とした。そして、その知識と個人が培ってきた価値観をベースに、存在するルールを多面的に分析したり、対立する概念について自分なりの意見を表明できるようなトレーニングをすることを第2段階として想定した。以下、各段階を考察する。

### 1) 第1段階「既存ルールに関する知識の付与」

第1段階の位置づけは、第2段階への単なるステップではない。越智（2000）が倫理学の視点から指摘した情報倫理の特性の一つに「知の倫理」がある。情報倫理で重要な行為の判断基準は、個人の側ではなく、知識や規則の側にあり、それを「知っている」ことが「よい行為」の前提となる。したがって、情報倫理においては「無知の善人」は存在し得ず、その教育も何より知に関わるものでなければならない。この考え方は、情報倫理教育の目標が、基本的ルールの知識としての定着であることを示唆している。また、電子的情的財産・社会基盤研究会における情報倫理に関する議論では、教育者の立場から、常識だけでは判断できない場合があり、精神訓話のみではなく、規範の中心をなす法律の知識を与える必要があるとの提案があった（名和、2001）。情報に関連する法律の現状を理解させることは、教育現場におけるリアルな実感として、ある面、最重要の課題として捉えられている。

情報倫理教育のそもそものニーズが、情報ネットワーク社会がもたらす負の側面への対処の模索から生まれてきたことに鑑みれば、法的強制力のあるなしに問わらず、現在普及しているルールの徹底を図ることが、その第一目標となることは当然であろう。こうした第1段階は、主として初等中等教育においてその実現が求められている<sup>(3)</sup>。この段階で教授すべき内容としては以下の3点が挙げられよう。

- ・情報化社会の中で新たに問題となってきた事象の概要
- ・その事象が起こる要因となっている社会的・技術的な背景
- ・事象に対応するための規範の概要（法律・ガイドライン・マナー等）

## 2) 第2段階「考え方整理し、見解を表明するトレーニング」

教育の第2段階では、近い将来における情報倫理確立の担い手の一人として、学生個人個人が、バランスの取れた自らの見解を持ち、それを表明するトレーニングを想定している。たとえば、ネチケットの領域では、既に出版物やWeb上等で、標準的なルールと信じられているものが開示されているが、自分の生活感や、携帯電話におけるコミュニケーション等に照らして、学生がその一部に違和感を持つことも考えられる。電子メール・コミュニケーションでは、とにかく簡潔に用件が伝わることに集中するべきと考える人もいれば、色々な工夫によって非言語メッセージを増やしたほうがいい、と考える人もいるであろう。こうした論題について自己の見解を表明したり、あるいは他人の意見を聞き、その差異を意識したりすることには、教育的な意義があると考える。

この段階における教育手法としては、具体的な事例を提示し、それに対して考え方させるケーススタディ（事例研究）が有効であろう。小グループに分けてグループ・ディスカッションを実施したり、レポート提出を求め、それに 対して教員がフィードバックするといった展開が考えられる。

ただし、ここで留意しなければならないことは、個々人が見解を持つにあたって、その前提として基本的情報の知識としての定着が必要であることがある。とりわけ、知的所有権をめぐる領域では、特許法や著作権法といった関連法規により、具体的な行為の妥当性が規定されている。「Bさんが撮影したAさんの顔写真を無断で自分のWebページで公開すれば、Aさんの肖像権、Bさんの著作権をそれぞれ侵害することになる」という法的な「決め」があることを知らずに、行為の妥当性を議論するとすれば、少なくとも情報倫理教育の視点からは何の意味もないと言えるであろう。基本的なルール、有力な考え方について、十分な情報が提供され、かつその消化吸収ができる初めて、こうした第2段階の教育が模索されうるのである。

## 5. 教育実践例

それでは、高等教育機関において、具体的にどのような教育のメニューが考えられるであろうか。前述の（社）私立大学情報教育協会はモデルプログラムとして、情報教育学研究会・情報倫理教育研究グループはテキストという形で、それぞれプロトタイプを示している。ここでは、よりブレイクダウンした事例として、筆者が本年度担当している半期科目「情報倫理」について、その概要を提示する。

担当科目「情報倫理」の目的は「これから的情報ネットワーク社会の中で安全かつ快適に暮らしていくために、①必要な知識について講義し、②考えてもらいたい主題について提起する」ことである。全12回で、初回と最終回はそれぞれガイダンスとまとめに充てる。内容は以下のとおりである。

#### 1) ネットワーク社会の光と影（1コマ）

情報倫理を学ぶうえでの導入的な内容。情報の特性（価値の個別性、複製性、媒介者の意図の介在等）、倫理と法の関係、情報倫理がなぜ必要か、といった主題について概説する。さらに、情報ネットワークとしてのインターネットの特殊性（オープン性、分散指向等）について説明し、そのメリット（光）とデメリット（影）の両面を例を挙げて強調する。

#### 2) ネットワーク利用のルールとマナー（2コマ）

いわゆる「ネチケット」と呼ばれる領域を扱う。柱となる三つの考え方（基本は現実世界と同じ、相手の気持ちに配慮、ネットワーク環境に配慮）を示したうえで、電子コミュニケーションを行ううえでの注意事項として、非言語的手がかりの少なさについて説明する。後半は、特に社会人として適切な電子コミュニケーションがとれるよう、電子メールのマナー（書き方、CC/BCCの活用、ファイル添付に関する事等）を中心に、VTRを用いて解説する。

#### 3) 電子商取引（1コマ）

電子商取引（EC）、特にインターネット・ショッピングを中心としたBtoC（企業対一般消費者）型の形態について扱う。こうした商取引が、企業及びユーザにとってどのようなメリットをもたらすのか、ビジネスモデルの具体的な成功例をひきながら説明する。一方で、ECが内包する危うさについても、利点とのバランスをとりながら強調する。トラブル事例（「くもがくれ」や「なりすまし」等）や、それを回避するための予防策、オンラインマーク等の制度についても触れる。

#### 4) 個人情報の保護（2コマ）

個人情報保護の重要性や、それに関連する概念について扱う。個人情報やプライバシー権の概要について触れたのち、その危機が呼ばれる背景（ニーズの増大、処理能力の向上等）を説明する。個人情報保護政策や住民基本台

帳ネットワークのような今日的話題についても、経緯を説明する。最後に、このトピックスと、便利さの追求、表現の自由、情報公開といった関連概念との間にどう折り合いをつけていくか、その難しさを解説する。

### 5) 情報化と知的所有権（2コマ）

知的所有権について、とりわけインターネット時代において、その保護の重要性が増している著作権を中心に取り扱う。工業所有権や著作権といった知的所有権がなぜ必要なのかという概念的な問い合わせから始め、実際に法律で保護されている権利の内容を説明する。ソフトウェアの利用や、インターネットにおける著作物の二次利用については、ケーススタディを用いて学習させる。最後に、「知は誰のものか」という論題を提示し、著作権の過度な保護に反対する考え方があることを紹介する。

### 6) ネットワーク犯罪とセキュリティ（2コマ）

ネットワーク不法行為と、それへの対策を扱う。最初にデジタルという概念を説明し、置き換えや結合が容易であるがゆえに、不法行為を誘発しやすい事情を説明する。次に具体的不法行為（不正アクセス、コンピュータ・ウイルス、迷惑メール等）を例示し、それへの対策を説明する。暗号技術やファイアウォールといった、システム管理者に求められる内容については、簡単に触れる程度にし、むしろパスワード管理や、ウイルス予防法等、ユーザレベルでの対策に重点を置く。

扱う領域の選択は、情報倫理概念の範囲の議論や、それに関する筆者の考えとは独立して、専ら教育的な視点から行っている。各種入門者向けのテキストにあたり、扱われている内容の中から最大公約数的なものを抽出した。図表1のマッピングによれば、コンピュータ関与度が比較的高く、一般ユーザ向けの内容をコアとしている。カリキュラム全体における科目の位置付け等に配意し、メディア・リテラシーや医療の倫理等については扱っていない。

## 6. 第2段階の実践と問題点

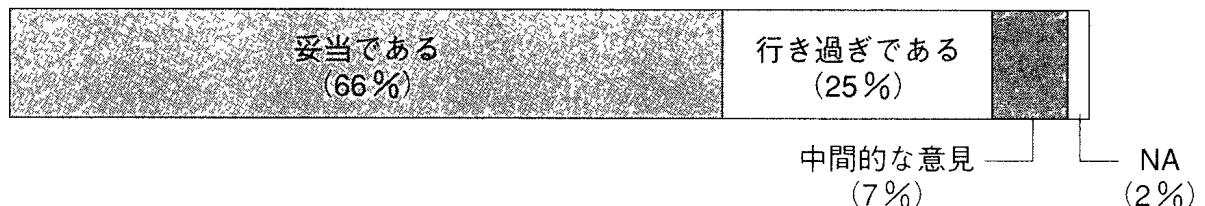
ここでは、前節で提示した教育実践における第2段階の教育の状況と問題点について、用いたケーススタディ（2例）とともに説明する。手法としては、学生に、ある論題に関する意見表明のミニレポートを求め、その後の講

義の中で、多数意見・少数意見を紹介し、それに対する教員の見解を述べるという方法を採った。グループ・ディスカッションを用いなかった理由は、専らクラスサイズ（大学2コマはいずれも150人規模、短大2コマは80名～100名クラス）の大きさという環境的な理由による。

### 1) 個人情報保護に関する論題と回答傾向

「太郎君のクラスでは、今年からクラス名簿が配られなくなりました。いちいち友達の住所を聞くのが面倒なので、太郎君は来年から友達に年賀状を出さないことにしました」。このケースについて、個人情報保護の観点から「名簿を配らない」という判断は妥当だと思うか、行き過ぎと思うか、あなたの見解を述べなさい。

図表3 個人情報保護の論題に対する回答結果 (n=101)



「個人情報の保護」と「便利さの追求」がバッティングするケースである。これに対し、あるクラスの回答 (n=101) は上記のようになつた。

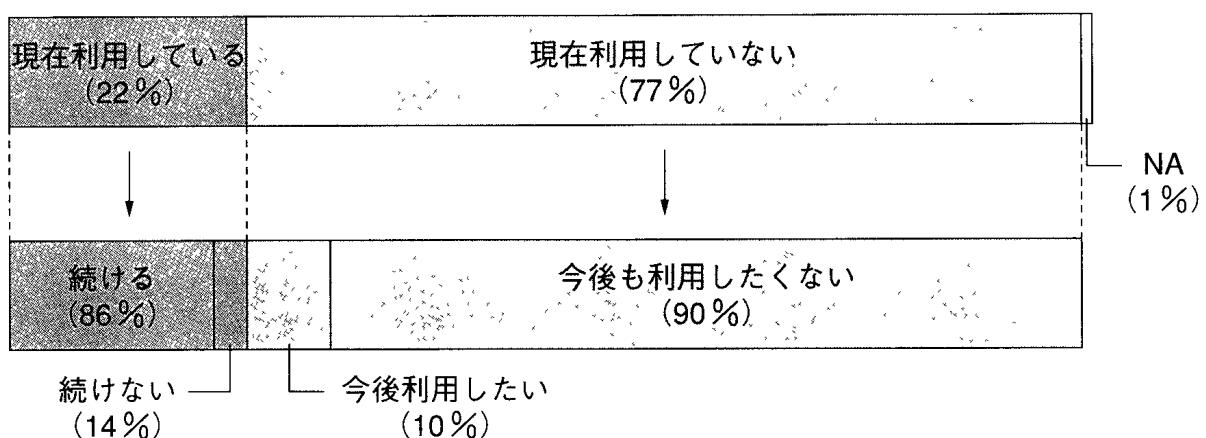
「妥当である」とした学生のコメントとしては、「情報の漏れが心配である」「適切に扱われない可能性がある」といった危惧が多かった。また、妥当と回答した66人中、25人が「学校の名簿を他の目的で収集する人がいて問題になった」「自分や兄弟が知らない人にクラスメートの電話番号を尋ねられた」「アルバイト先で学校名簿を使ってテレホンアポインターをしたことがある」といった直接間接の体験事例を記述していた。

「行き過ぎである」では、「緊急の連絡などのときに困るから」を挙げる学生が多くいた。「取り扱いをきちんとすればよい」とする意見もあった。また、「個人情報の流出は、名簿をなくすくらいでは防げないので、便利な分、配った方がいい」等の少数意見もあり、これらも含め、その後の授業内で紹介した。

## 2) 電子商取引に関する論題と回答傾向

あなたは今後1年以内にインターネット・ショッピングを行うと思うか。YES/NOで答え、その理由を具体的に説明しなさい。(既に体験している人は利用した感想を述べ、今後も続けるつもりかどうかについて書くこと)。

図表4 電子商取引の論題に対する回答結果 (n=101)



インターネット・ショッピングの利用体験、及び今後の利用予定について尋ねている。回答 (n=101) は上記のとおりであった。

現在利用している学生の考え方は、具体的な利用体験に根ざしており、便利さを実感し、トラブルを体験していない学生は、皆「今後ともリスクに注意して利用したい」という回答傾向になった。一方、今後はやりたくないと回答した3名は、すべてトラブルの経験者であった。インターネット・ショッピングの有用性や、「くもがくれ」「なりすまし」といったトラブルをいくら説明されても、それは教員からの情報提供による、いわば疑似環境(リップマン, 1922)である。現実環境におけるインターネット・ショッピングの体感が、学生の意見形成において、講義からの情報を凌ぐインパクトを持つことはむしろ当然であろう。

他方、利用していない学生については、今後も「利用したくない」が多数を占め、「トラブルが恐い」「個人情報が心配」「ショッピングは手にとって樂しみたい」などの意見が寄せられた。利用したいという少数意見は、「買い物の選択肢が増えるから」「自宅の環境が整うのを待っている」等の理由

によるものであった。

### 3) 回答傾向からみた教育上の問題点

個人情報に関する論題については、中間的な見解（電話番号の連絡網のみ配るべき等）も含め、多様な意見が収集された。また、その意見も個人情報保護に関する基本的な理解を踏まえたうえでの具体的な体験に基づくものが多く、ある程度教育目的に合致するものであったと言えるであろう。

他方、後者の論題については、こうしたスタイルで情報倫理教育を行ううえでの問題点を提起している。インターネット・ショッピング経験者の継続の意向の強さは、たとえば、(株)情報通信総合研究所の大規模なアンケート調査(2002, n=9870)等と矛盾しない。しかし、未経験者の今後の利用希望の動向は、女性ユーザの増加（インターネット白書, 2000）というマクロ的状況と比較しても低調である。インターネットユーザ以外も含めてサンプリングした大規模な調査<sup>(4)</sup>としては、総務庁（現：総務省）が1999年度に行ったモニター調査があるが、その時点で未経験の人（n=377）の今後の利用希望は約50%であり、今回の10%という利用希望率を大きく上回っている。論題を与えた回の授業展開は、電子商取引の概要、インターネット・ショッピングの仕組み、メリットとデメリットという流れであったが、個人情報の漏洩問題や、ショップ運営者の不法行為等を強調したことが、未経験の学生にインターネット・ショッピング全体に対して負のイメージを植え付け、意見形成に影響を与えたことが懸念される。

上記のような傾向は、ネットケットに関する論題についても観察されている。教員自身がメディアであり、また人間である以上、何らかのバイアスから逃れることはできない。しかし、与えられた情報と自らの価値観をベースに意見を表明する情報倫理教育の第2段階の充実を図るためにには、教員の個人的見解が学生の意見形成にあまり強い影響を与えることは望ましくない。少なくとも議論の分かれるテーマについては、基本情報についての講義の段階で極力予断を与えないような工夫が求められるであろう。

## 結 び

本稿では主に情報倫理教育の重要性とその2段階のアプローチの有効性について論じた。しかしながら、筆者の実践においても第2段階と呼べる試みはまだわずかであり、ほとんどが現行ルールの知識としての定着を図ることに終始しているのが現状である。また、そのわずかな試みの中にも、前述の

のような問題点・改善点が浮き彫りになった。

情報に関するルール・モラルの教育が徐々に初等中等教育にシフトしていく方向性は動かすことはできない。情報化社会で生きていくうえでの倫理を「考える」力を要請するための高等教育は、その重要性を益々増していくであろう。2段階が机上の空論とならぬよう、教育の一層の充実を図りたい。

以上

付記) 筆者は2001年度から情報倫理教育に取り組み、現在は2大学、2短期大学で講義を行っている。特に、少人数教育を標榜し、学生と教員の距離が近い本学(本務校)で担当させて頂いていることは、双方向的な「考える」教育を模索するうえで、大きな財産となっている。東京工芸大学女子短期大学部、ならびに教育環境の充実に尽力されている関係各位に心からの敬意と謝意を表したい。

注)

- (1) ethics と moral は非常に近い概念であるが、ethics には、the branch of philosophy (Random House Webster's College Dictionary, 1991) の側面があり、規範を決めるための規範といった「メタ」の視点を含有する。文部(科学)省が Information Ethics の訳語として定着している情報倫理という語を用いず、情報モラルという造語を同義に用いている点は、こうした議論を嫌い、基本ルール、るべき姿の定着を目指す教育意図の現れと見ることもできるであろう。
- (2) アリストテレスに代表される考え方で、英米系の倫理思想の多くがこれに属する。これに対して、倫理を永遠不变の真理と捉える立場もある。(プラトンやカントなど)。倫理学の諸説を分析し、評価を行うことは筆者の能力を超えており、情報技術の急速な進歩とそれに対応した規範の発展的確立という観点から、本稿では前者の考え方を探っている。
- (3) 注記(1)とも関連するが、学習指導要領の記述では、「情報社会についてのコンセンサスを形成していくことの重要性を認識させる」等の記述があるものの、全体トーンとしては、小中高とも、情報社会に対して、現在望ましいとされている態度(情報モラル)を身につけることに重点を置いている。
- (4) インターネット・ショッピングの利用動向は、Web 上のアンケートによるものが多く、その場合、母集団がすでにインターネットのアクティブユーザであることに留意が必要である。

## 参考文献

池内健治編『ビジネスと情報』2002、実教出版

伊東俊彦・堀内正博「企業における電子メールの有効領域に関する研究—メディ

- アリッヂネスとコンテクストの視点からー」日本経営システム学会誌 Vol.18, 2002, pp 9-18
- 大島武・村田雅之・西野伸一郎「電子メールがオフィスワーカーのワーキングスタイルに与える影響」ビジネス実務論集 No.18, 2000, pp 1-16
- 越智貢・土屋俊・水谷雅彦編『情報倫理学 電子ネットワーク社会のエチカ』2000, ナカニシヤ出版
- 近藤佐保子「ネットワークにおける個人情報保護とその限界」明治大学情報科学センター年報, 2000, p 11-20
- ジョセフ・M・キッザ 大野正英・永安幸正監訳『IT 社会の情報倫理』2001, 日本経済評論社 (Joseph Migga Kizza, *Ethical and Social Issues in the Information Age*, Springer, 1997)
- J. H. Moor, *What is Computer Ethics?* 1985, Metaphilosophy 16(4)
- 情報教育学研究会・情報倫理教育研究グループ編『インターネットの光と影 被害者・加害者にならないための情報倫理入門』2000, 北大路書房
- 情報通信総合研究所「MIN 第30回アンケート「インターネットショッピング利用実態調査」2002, [http://www.icr.co.jp/info/press/press\\_20020708.html](http://www.icr.co.jp/info/press/press_20020708.html)
- 私立大学情報教育協会「インターネットと情報倫理」1999
- 総務省東北総合通信局「平成11年度電気通信サービスモニターに対するアンケート調査結果報告書」<http://www.ttb.go.jp/hodo/h1204-06/0515mnt2.html>
- 高橋和之・松井茂記編『インターネットと法』1999, 有斐閣
- 中野淳・西村岳史「インターネットの常識」日経パソコン No.383, 2001, 日経BP社, pp 116-135
- 名和小太郎・大谷和子編『IT ユーザの法律と倫理』2001, 共立出版
- バージニア・シャー『ネットワークのエチケット』1996, ひつじ書房
- 平野晋「サイバー法は可能か」『IT 2001 何が問題か』2000, 岩波書店 pp 80-81
- 文部省「情報教育に関する手引」1991, ぎょうせい
- 文部省「高等学校学習指導要領解説 情報編」2000, 開隆堂出版
- Rubin, Richard. *Moral Distancing and the Use of Information Technology; The Seven Temptations In J.Kizza(ed.), Social and Ethical Effects of the Computer Revolution*, Jefferson, NC : McFarland, 1996